

令和4年度 長野市豊野地域家庭ごみ収集運搬業務委託仕様書

長野市環境部生活環境課

1 名称

長野市豊野地域家庭ごみ収集運搬業務委託

2 業務内容

長野市豊野地域（旧豊野町）の家庭から指定日に集積所へ排出された可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（プラスチック製容器包装、ビン、缶、ペットボトル、乾電池、紙、剪定枝葉等）、灰などを収集運搬するもの。

3 収集地域及び集積所数

豊野地域を以下のとおり4地区に分けるものとする。

- ・ A地区 [南郷、石、西町、上組、立町、中尾1・2、南町] 集積所 36箇所
- ・ B地区 [横町、伊豆毛、上田中、神代町東・西、本町1・2、小瀬1、泉平、上神代、豊陽台、沖1・2、中央組、向原] 集積所 41箇所
- ・ C地区 [本町3・4・5、東町、小瀬2、ゆたかの、豊南町、下田中] 集積所 16箇所
- ・ D地区 [浅野、蟹沢、入、小日向、上堰、鳥居団地、大方、橋場、上原、蟻ヶ崎、城山、川谷] 集積所 65箇所

合計 158箇所

4 令和4年度排出見込量及び排出方法（参考排出量及び排出方法 令和2年実績）

	排出見込量	排出方法	排出頻度
可燃ごみ・灰	1,214 t	指定袋（緑字）及び粗大ごみシール、 丈夫な袋	週2回
プラスチック製容器包装	74 t	指定袋（黄字）及び粗大ごみ	週1回
不燃ごみ	107 t	指定袋（赤字）及び粗大ごみシール	月1回
ビン・乾電池	38 t	色別コンテナ	月1回
缶	17 t	ネット袋（青色）	月2回
ペットボトル	5 t	ネット袋（緑色）	月1回
紙	225 t	紙種ごとにひもで結束	月2回
剪定枝葉等	128 t	中身が見える袋、ひもで縛られたもの	週1回
計	1,808 t		

5 各地域の指定日及び作業時間の目安

別添「令和4年度豊野地域ごみ収集カレンダー」のとおり。また、作業時間の目安は表のとおり。なお、業務委託料設計に係る人件費と車両経費の単価設定には、表の作業時間の目安を参考にしてください。

	作業時間の目安（時間）
可燃ごみ・灰	6 h
プラスチック製容器包装	6 h
不燃ごみ	6 h
ビン・乾電池	8 h
缶	6 h
ペットボトル	8 h
紙	6 h
剪定枝葉等	6 h

6 収集作業仕様

- (1) 収集時間 午前8時から収集終了まで（午後5時までには終了すること）
- (2) 搬入先
- ・紙、剪定枝葉等以外 ながの環境エネルギーセンター（長野市松岡 2-27-1）
長野市資源再生センター（長野市松岡 2-42-1）
 - ・紙 福田三商(株)柳原出張所（長野市柳原 2636-1）
 - ・剪定枝葉等 宮澤木材(株)（長野市中曽根 2188-5）
- (3) 使用車両
- ・可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、缶、ペットボトル、灰、剪定枝葉等…パッカー車（4 t 程度）
 - ・ビン、乾電池、紙…平ボディ車（2 t 程度）
- (3) 従事者 車両1台あたり2名以上
- (4) 積載方法 2品目以上のごみ、資源物を混載しないこと。
ただし、ビン収集日については例外とし、ビンは荷台にドラム缶を用意し色別に積載、乾電池は専用コンテナに積載する。
剪定枝葉等は分別すること。

※使用車両について、委託業務に使用する際には発注者が指定する方法（マグネットシート）により委託業務作業中であることを明示すること。

7 その他

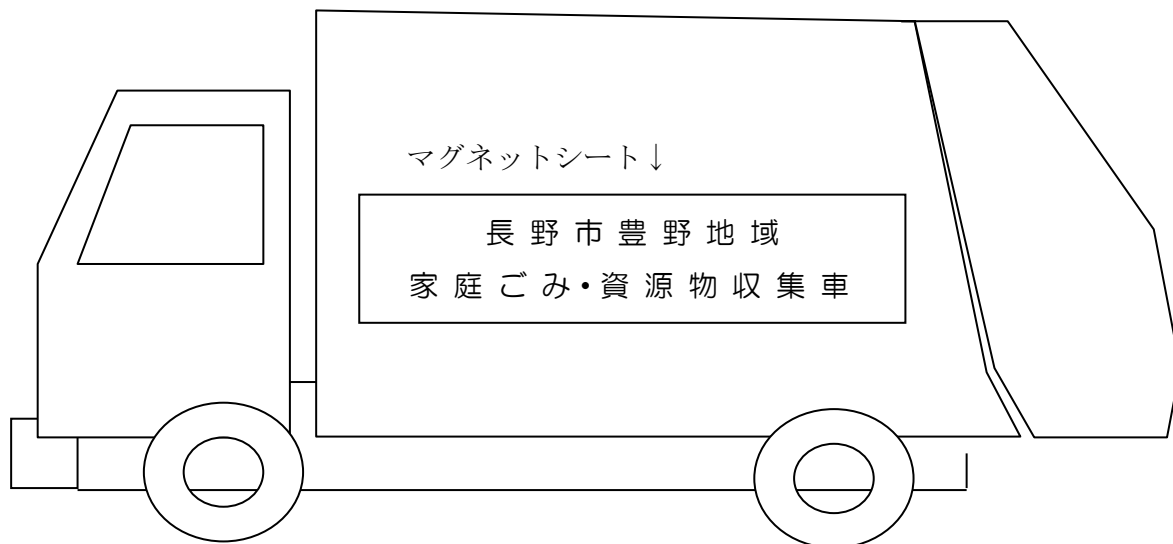
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第14項の定めに基づき、業務の全部を一括して、又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第1号、第2号及び第3号に定める基準に適合していること。
- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。また、長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引き」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。

- ・業務に支障をきたさないように必ずごみ集積所の場所等を確認しておくこと。
- ・排出方法及び搬入先施設の受入れ基準等を確認し、不適正な排出物については注意シールを貼付して取り残しをすること。
- ・事故、トラブル等発生した場合は常に連絡が取れる体制を確保すること。
- ・使用車両及び作業員について、契約時に一覧表を提出すること。
- ・契約は年間総額での契約とし、月末の実績報告を受けて1ヵ月分の支払い（契約額の12分の1）をするものとする。
- ・ながの環境エネルギーセンター及び長野市資源再生センターへ搬入の際は、松岡地区及び大豆島地区内を通らず、堤防道路を使うこと。
- ・軽トラックを使用する場合は、事前に生活環境課と協議すること。

長野市豊野地域ごみ専用収集車表示等指示書

1 パッカー車

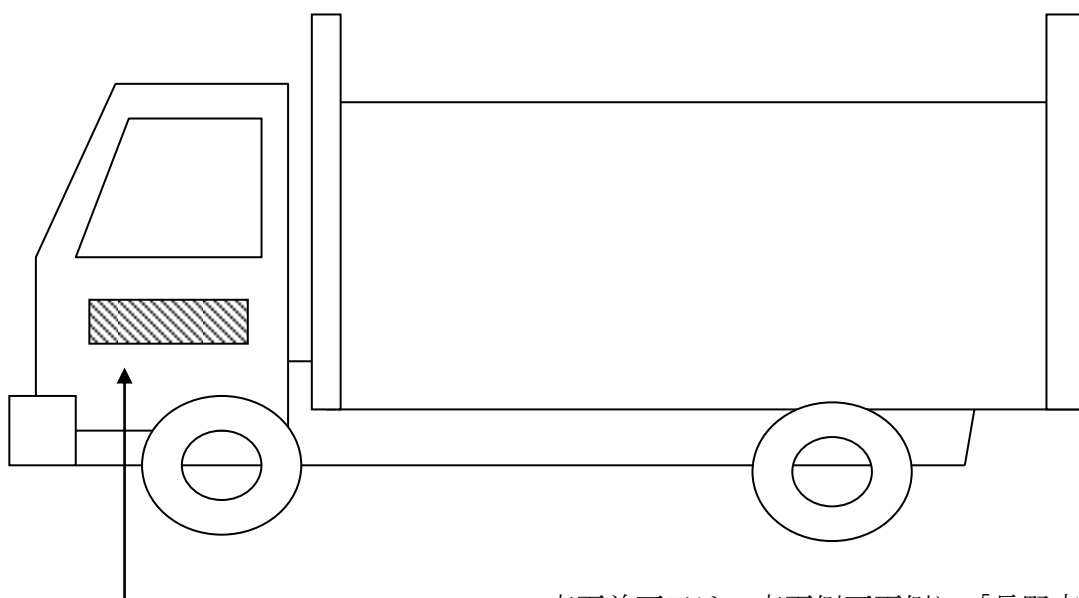
可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、缶、ペットボトル、灰、剪定枝葉等の収集に使用



車両側面両側に、長野市指定のマグネットシート表示板を貼付すること

2 平ボディ車

ビン、乾電池、紙の収集に使用



車両前面又は、車両側面両側に「長野市豊野地域資源物収集車」の表示をすること。

